

第2 千葉地域の振興方針

1 基本方針

(1) 農業振興

農業者の技術力向上や経営基盤の強化を進めるとともに、地域の多様な担い手が活躍できる環境を整備し、安定した収益を得られる「稼げる農業」の確立を図ります。また、消費地に近い立地や広大な耕地を有する千葉地域の強みを最大限に活かし、「都市的地域」「平地農業地域」「中間農業地域」といった土地利用の特色を活かした品目生産を支援します。さらに、これらから生み出される地域資源を活用し、地域の魅力を高めることで、千葉地域全体の活性化を目指します。

(2) 森林・林業振興

ア 森林の整備

森林が有している地球温暖化防止機能などの様々な公益的機能を発揮させるため、高性能林業機械※や情報通信技術（ICT）等の導入による低コスト化、生産性の向上等を通して、林業事業体の経営基盤を強化することにより、雇用環境の改善に取り組むとともに、持続的な森林整備を推進します。

また、森林環境譲与税などを活用した市主体の森林整備等の促進のため、千葉県森林経営管理協議会と連携しながら、市町村間連携による森林整備等の取組を推進していきます。

更に、管理の行き届かない森林の増加や放置された竹の侵入による竹林の拡大などが問題となっている一方、都市部に残された森林は都市気候の緩和や騒音防止に寄与するだけでなく、地域住民の憩いの場としてもその価値が認識されています。県民の財産である自然豊かな里山を守り育てていくとともに、その魅力を次世代に引き継いでいけるよう、地域住民や里山活動団体など多様な人々の参画による森林整備活動を推進します。

※高性能林業機械：主な高性能林業機械に、フェラーバンチャ、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダがある。

イ 森林の保全

令和元年房総半島台風等による被害森林の復旧や再生に取り組むほか、県民の生命・財産を守り、安全で住みよい生活環境の整備を図るための山地災害対策の推進や、インフラ施設周辺の森林における被害の未然防止を図る森林整備を推進します。

また、森林病虫害の被害対策などにより、健全な森林の保全を図ります。

ウ 林業の振興

県産木材の利用を促進するため、公共建築物をはじめとする幅広い需要拡大を目指します。

そして、森林や木材に対する県民の理解を促進するため、木育活動^{※1}の支援を行います。

また、間伐^{※2}で発生する丸太や、令和元年房総半島台風等による被害木といった低質材^{※3}を木質バイオマス^{※4}資源として利用促進します。

なお、特用林産物に関しては、生産者への技術的支援を引き続き行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質により、一部の地域でかけられているしいたけの出荷制限解除に向けた取組を行います。

※1 木育活動：木材利用を通じて木材や森林の大切さなどに関する理解を促進する教育活動のこと。

※2 間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。

※3 低質材：森林の効率的な育成のために間伐された木、曲がったり芯が腐ったりしてしまった利用価値の低い木材。

※4 木質バイオマス：樹木の全部あるいはその一部から得られるバイオマスのこと。林地残材、製材工場などの残廃材（製材端材、おがくず）などがある。

2 基本施策

I 次世代を担う人材の確保・育成

指標目標	現状	目標 (R11)
認定農業者数	384 人 (R6)	431 人 (R8～R11 累計)
新規就農者数	45 人 (R6)	250 人 (R8～R11 累計)

(1) 農林業者の経営力の向上

ア 稼げる農業を実現できる経営体の育成

経営主の経営管理能力向上を支援するとともに、主体的に経営に参画できる女性農業者や農業後継者を育成し、経営主の右腕となる人材の育成を支援します。また、地域計画や産地計画に位置付けられ、経営改善に意欲的な担い手の生産性向上に必要な施設や機械の導入を支援します。

経営の改善、発展に向け、法人化、雇用導入、経営継承、従業員の人材育成などの取組を支援します。また、災害などの不足の事態に備えるため、収入保険などのセーフティネットの加入を推進します。

さらに、集落営農組織の設立や運営を支援するとともに、基盤整備を目指す組織に対しては、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進し、定年帰農者を含む新たな担い手の確保及び担い手組織の育成を進めます。

【主な事業】

- ・ ちばの次世代農業経営体確保・育成事業
- ・ 農業経営・就農支援体制整備推進事業
- ・ 集落営農加速化事業
- ・ 農業経営を支える人材育成事業
- ・ 農業者の所得向上に向けた経営コンサルティング事業

イ 農業の多様な労働力の確保

労働力不足への対応として、関係機関・団体と連携し、季節的に集中する作業に対応する短期労働力の確保や、外国人材や農福連携など、多様な人材の活用を推進します。また、作業負担軽減や機械導入コスト低減を目的に、作業の外部委託やドローン防除など新たな農業支援サービスを行う事業者の取組を支援します。

さらに、就業者が安心して働けるよう、労災保険などの就業条件の整備、安全に農作業を行うための労働環境の改善を図るとともに、労働安全の確保につながる農業生産工程管理（GAP）の取組を支援します。

- 【主な事業】
- ・ 農業雇用条件改善推進事業
 - ・ 農業雇用労働力対策就農環境整備事業
 - ・ 千葉県農業生産工程管理推進事業
 - ・ 農福連携の推進

（２）農林業を支える多様な担い手の確保・定着

ア 新たな担い手の確保

市や農業者総合支援センター、公益社団法人千葉県園芸協会などの関係機関と連携し、新規就農者の営農準備に関する問合せや相談に対応します。さらに、新規就農に係る資金や補助金の活用促進を通じて、経営が不安定な時期を支援します。

また、生産・販売のための知識や技術の習得に加え、経営者としての資質向上を目的に、農業経営体育成セミナーを開催し、就農後の定着を支援します。

さらに、市や農業委員会などの関係機関と連携し、地域主体の企業参入を支援します。

- 【主な事業】
- ・ ちば新農業人サポート事業
 - ・ 経営開始資金、農業次世代人材投資事業
 - ・ 経営発展支援事業
 - ・ 青年等就農資金
 - ・ 力強い担い手育成事業

イ 森林整備の促進に向けた多様な人材の確保・育成

人工林の豊富な森林資源を活用して、林業の「伐って、使って、また育てる」の循環を定着させ、森林を適正に管理するには、多様な担い手の確保・育成が必要です。

このため、高性能林業機械等の導入支援を行うことで、伐採・搬出作業の作業効率の向上及び認定林業事業主等の林業事業体における経営基盤の強化や林業就業者の労働負担軽減等を図り、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着化を推進します。

また、現場作業の中心となる担い手の育成や、安全な労働環境を整備するための高性能林業機械のオペレーター育成等の技術研修を行います。

- 【主な事業】
- ・ 森林・林業担い手確保・育成対策事業

Ⅱ 農林業の成長力の強化

指標目標	現状	目標（R11）
補助事業を活用した、スマート農業機器・施設の導入件数（事業活用数）	2 (R7)	8 (R8～R11 累計)
共同利用施設の再編・合理化した施設	0 件	1 件 (R8～R11 累計)
補助事業を活用した、低コスト耐候性ハウスや省力化機械の導入件数（事業活用数）	20 (R4～R7 累計)	25 (R8～R11 累計)
新規需要米の作付面積	213.2ha (R7)	220ha (R11)
うち輸出米作付面積	31.5ha (R7)	60ha (R11)
担い手への農地集積を後押しするための基盤整備面積	272ha	290ha
長寿命化対策等を行った基幹水利施設数	3	7
担い手への農地集積面積率	19.7%	30.7%
みどり認定取得件数	26 (R5～R7 累計)	35 (R8～R11 累計)
森林整備面積	45.5ha／年 (R6)	55.0ha／年 (R11)
森林整備による木材の生産量	3,814 m ³ ／年 (R6)	3,900 m ³ ／年 (R11)

（１）スマート農林業の加速化

スマート農業技術の導入を推進することで、農作業の省力化や生産力の強化を図ります。併せて、スマート農業技術の効果を最大限に発揮するため、ほ場の大区画化や耕作条件の改善等の農地整備、家畜の増頭・増羽、樹園地での省力樹形の推進など、農業者の規模拡大を目指すための取組を支援します。

さらに、スマート農業技術の導入コストを低減するため、機械の共同利用の促進や農業支援サービスの利用による作業の外部化を支援します。

【主な事業】

- ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
- ・農産産地支援事業
- ・スマート畜産推進事業
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

（２）生産体制の強化・充実

ア 稼げる生産力の強化

機械・施設等の導入を支援することで、労働力不足の解消と農業者の経営規模拡大を推進します。また、共同利用施設の再編・合理化を支援し、産地の維持・発展を図ります。

需要に応じた主食用米の生産を着実に推進するとともに、新規需要米や高収益作物等の生産を推進し、品目の多角化を通じた経営の安定化を図ります。

さらに、経営改善に向けた農業生産工程管理（GAP）への取組を推進し、生産性の向上を図ります。

- 【主な事業】
- ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
 - ・果樹産地強靱化支援事業
 - ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業
 - ・強い農業づくり総合支援交付金
 - ・農産産地支援事業

イ 競争力を高める基盤整備の促進

農地の大区画化や汎用化により生産効率を向上させ、良好な営農条件を確保します。また、担い手への農地の集積・集約化を促進し、農業競争力を高めるための基盤整備を推進します。

- 【主な事業】
- ・経営体育成基盤整備事業（県営）
 - ・農地耕作条件改善事業（団体営）
 - ・畑作等促進整備事業（団体営）



基盤整備事業で整備した取水堰
（養老堰）



基盤整備事業の状況
（区画整理、農道、排水路整備）

ウ 生産基盤の長寿命化の促進

農地に農業用水を安定的に供給し、雨水などを適切に排水するため、老朽化した農業水利施設の補修や更新など、長寿命化対策を推進します。

- 【主な事業】
- ・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）
 - ・ 農業水利施設保全合理化事業（県営・団体営）
 - ・ 団体営水利施設等整備事業（団体営）



排水ポンプの機能診断
（ケーシング取り外し）



排水ポンプの機能診断
（インペラ(羽根車)の点検）

（３）農地利用の最適化

ア 担い手への農地集積・集約化の促進

担い手が農地を効率的かつ安定的に活用できるよう、市、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構等と連携し、「地域計画」に基づいて担い手への農地の集積・集約化を推進します。

また、基盤整備を実施する地区では、事業実施を契機として、地区内農家の合意形成を図り、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

- 【主な事業】
- ・ 経営継承・発展等支援事業
 - ・ 農地中間管理事業

イ 地域農業の将来像を明確にする「地域計画」に基づく取組の支援

地域計画の実現には、実態に応じた継続的な見直しが重要であることから新規就農者の情報提供や協議の場への参画により、市による地域計画の見直しを支援します。

また、計画に位置付けられた意欲的な農業者に対して、生産性向上に必要な施設や機械等の導入、地域の共同利用施設の合理化などを支援します。

- 【主な事業】
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金
 - ・ 経営開始資金、経営発展支援事業

ウ 優良農地の確保と荒廃農地の活用

優良農地の維持・確保を図るため、農地制度を適切に運用し、農業委員会や市と連携して荒廃農地の有効利用を促進します。

荒廃農地の解消や発生防止を目的として、狭小な農地や排水の悪い農地などの耕作条件を改善し、生産基盤を強化するとともに、地域ぐるみで行う草刈りや水路清掃など、農地の維持管理を目的とした取組を支援します。併せて、担い手が不足する地域では、地域外からの担い手や企業が参入できる体制整備を支援します。

- | | |
|---------------|---|
| 【主な事業】 | <ul style="list-style-type: none">・ 農地中間管理事業・ 遊休農地解消対策事業・ 農地耕作条件改善事業・ 多面的機能支払交付金・ 農業参入農地整備モデル事業 |
|---------------|---|

（４）持続可能な畜産業の実現

飼料生産コントラクターの育成や生産効率の向上を図るとともに、飼料の栽培・収穫調整に必要な機械や装置の導入を支援し、畜産農家と耕種農家の連携を進め、飼料用米や稲 WCS などの自給飼料の生産と利用の拡大を図ります。

また、関係機関や団体と連携し、経営コンサルや飼養・経営管理に関する技術や知識の習得を支援し、担い手の確保・育成を図ります。

さらに、飼養技術の効率化を進め、労働負荷の軽減を図るとともに、収益性の高い経営の実現を目指します。そのために、畜産クラスターの構築と活動を支援するとともに、その取組成果が地域の生産者に波及するよう、関連事業の導入を支援します。

- | | |
|---------------|---|
| 【主な事業】 | <ul style="list-style-type: none">・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業・ ちばの酪農生産性改善支援事業・ ちばの酪農ワークスタイル変革推進事業・ 乳牛改良事業・ ちばのいきいき乳牛指導事業・ 酪農経営支援総合対策事業・ 肉用牛ブランド力向上対策事業・ 県産飼料自給体制整備事業・ 飼料自給率向上総合対策事業 |
|---------------|---|

(5) 農林産物の安全確保と消費者の信頼確保

ア 農業における肥料・農薬等の適正使用の推進

安全・安心な農産物を供給するため、主要農作物等施肥基準や病虫害雑草防除指針に基づき、適切な施肥・防除を推進します。また、農薬危害防止の注意喚起や立入検査・指導などを通じて農薬等の適正使用の徹底を図ります。

- 【主な事業】
- ・農薬安全使用・リスク管理推進事業
 - ・土壌保全・省資源型施肥体系推進事業

イ 食品表示および米穀等の取引の適正化

食品表示法に基づく適正な表示を推進するため、小売店等への巡回調査や啓発資料を配布するとともに、問合せや相談への対応を行います。

さらに、米トレーサビリティ法に基づき、米穀等取引の適正化を進めるため、外食店や米穀事業者等へ巡回調査の実施や啓発資料の配布を通じて、制度の周知を図ります。

- 【主な事業】
- ・食品表示法に基づく食品表示適正化に関する事業

(6) 環境に配慮した農林業と高温対策の推進

ア 環境に配慮した農業や有機農業、耕畜連携の推進

「ちばエコ農業」や「みどり認定」、「有機農業」など、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。また、環境負荷低減事業活動の実施に必要な機械や施設等の導入を支援するとともに、「環境保全型農業直接支払交付金」などの支援制度の周知を図ります。

さらに、農業由来廃プラスチックの適正処理を推進するとともに、生分解性資材の利用拡大を促進します。

畜産においては、関係機関と連携し、家畜排せつ物の管理方法の改善を進めるとともに、家畜ふん堆肥の利用拡大を図ります。特に、散布労力が軽減できるペレット堆肥や、堆肥を原料とする肥料の活用を推進します。

- 【主な事業】
- ・「環境にやさしい農業」推進事業
 - ・環境保全型農業直接支払交付金
 - ・園芸用廃プラスチック処理対策事業
 - ・堆肥等利用促進事業

イ 夏の高温等の気候変動に適応する農業の推進

地球温暖化に伴う夏の高温や病虫害の発生時期の変化等に対応するため、高温対策に必要な機械・装置等の導入を支援するとともに、対策技術の確立・普及を進めます。

施設・露地園芸では、適正なかん水や施肥の推進に加え、施設内の高温抑制に効果がある資機材の導入を支援します。水稻では、高温条件でも収量や品質を維持向上させるための基本的な栽培管理技術や、斑点米カメムシ類などの病虫害対策技術の普及に取り組みます。また、畜産では、暑熱対策として、家畜の飼養管理技術の改善や装置等の導入、高温に適応した飼料作物の栽培技術の普及に取り組みます。

- 【主な事業】
- ・ちばの園芸高温対策緊急支援事業
 - ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
 - ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）



いちご施設に設置された遮光ネット

ウ 環境に配慮した多様な森林づくりの推進

森林における二酸化炭素吸収作用を強化する間伐を推進するとともに、主伐※¹後の確実な再造林※²を促進します。

また、森林の有する公益的機能を発揮させるため、気象害や森林病虫害等により被害を受けた森林の再生や、竹林化した荒廃森林及び放置竹林の森林再生等を支援し、持続可能な森林の管理を推進します。

そして、森林環境譲与税等を活用した市主体の森林整備等を促進するため、千葉県森林経営管理協議会と連携しながら、市町村間連携による森林整備等の取組を支援していきます。

併せて、森林の有する公益的機能の維持を図るため、調節池※³や排水施設等の防災施設の設置や確実な緑化の実施など、林地開発行為の適正な履行を確保します。

※¹主伐：建築材等に利用できる時期（伐期）に達した樹木を伐採・収穫すること。

※²再造林：一時的に樹木がなくなった土地（林地）に森林（人工林）を造成すること。

※³調節池：開発行為をしようとする森林が有する水害防止機能に依存する地域で、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合に設置する防災施設。

- 【主な事業】
- ・ 森林環境保全直接支援事業
 - ・ 被害森林整備事業
 - ・ 森林吸収源対策間伐促進事業
 - ・ 竹林拡大防止事業
 - ・ 災害に強い森づくり事業
 - ・ サンブスギ林総合対策事業

エ 県産木材と地域資源の利活用の促進

県産木材の利用を促進するため、多くの県民が利用する公共建築物や民間建築物等における県産木材の利用を促進して、県産木材の需要を高めていきます。

併せて、建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物一般における木材利用の取組を促進します。

また、森林の公益的機能や県産木材を利用することの意義など、森林や木材と日常生活との結びつきの強さについて普及啓発していく必要があることから、木育活動の支援を行います。

併せて、食の安全・安心の確保を図るため、放射性物質検査を実施するとともに、一部の市でかけられている原木しいたけの出荷制限の解除と特用林産物の安定した生産に向けた取組を進めます。

- 【主な事業】
- ・ ちばの木生産流通拡大総合対策事業
 - ・ 林業普及指導事業
 - ・ 特用林産物放射性物質対策事業
 - ・ シイタケ等特用林産物の早期復興支援事業

Ⅲ 需要を捉えた販売力の強化

指標目標	現状 (R7)	目標 (R11)
6次産業化、輸出、販売に関する事業活用数	4件 (R7)	10件 (R8～R11 累計)

(1) 地域資源を活用した需要の創出・拡大

千葉地域の特徴を生かした地産地消を推進するとともに、パンフレットやホームページ等により千葉地域の直売所や観光農園等の情報の周知を図ります。

また、6次産業化等に取り組む農林業者等を支援するため、「千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンター」の利用促進を図り、専門家の派遣による経営改善を支援するとともに、必要な機械や施設等の導入を支援します。

輸出については、日本なし、米、鶏卵、いちごなど、「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」で定めた輸出ポテンシャル品目を中心に、農林産物の輸出施策を推進し、支援策の情報発信を行います。

- 【主な事業】
- ・「グリーンブルーツーリズム in ちば」推進事業
 - ・農業経営多角化支援事業
 - ・農山漁村振興交付金（地域試験活用価値創出対策）
 - ・千葉の農産物輸出促進事業補助金
 - ・食品産業の輸出向け HACCP 等対応創設整備緊急対策事業

(2) 食育の推進

関係機関や、ちば食育ボランティア※等と連携し、地域のイベントや研修会などを通じて、県民に食育や千葉地域の農産物に関する情報を提供し、県民の食育への関心を高めるよう努めます。

※ちば食育ボランティア：学校教育や地域活動の場で「食」や「農林水産」に関する知識や経験を話したり、郷土料理などの調理実習や農業体験の受け入れをしてもらうため、千葉県が募集し登録する制度。

- 【主な事業】
- ・ちば食育活動促進事業



千葉地域食育活動交換会での講演

Ⅳ 地域の特色を生かした農山村の活性化

指標目標	現状（R7）	目標（R11）
中山間直接支払取組集落数	4	4
多面的機能支払交付金共同活動取組面積	1,510a	増加を目指す
防護柵の設置延長	470Km (R4～R7 累計)	530Km (R8～R11 累計)

（１）農山村を支える活力の創出

ア 地域農林業の持続的発展

養老溪谷などの豊かな自然環境を生かし、地域の魅力を積極的に発信することで、都市と農山村の交流を促進します。また、農山村が有する水源のかん養、自然環境の全、良好な景観の形成等の多面的機能を維持するため、農村環境を保全する地域の共同活動を支援します。

都市農業については、千葉地域で生産される農林産物のPRなど、地域住民の農業に対する理解を深める取組を行うとともに、地域の環境に配慮した持続可能な農業の推進を図ります。

- 【主な事業】
- ・千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業
 - ・多面的機能支払交付金
 - ・中山間地域等直接支払交付金

イ 森林と触れ合いの場の創出

里山では、人と森林との関係性が薄れていく中で、管理の行き届かない森林の増加や竹林の拡大等が問題になっていることから、都市近郊林や里山の保全を図るため、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を促進します。

また、森林環境教育等の推進を図るため、「教育の森」※の利用を支援するとともに、学校等を主な対象として森林環境教育等を推進します。

※教育の森：子どもたちが自然の中で動植物を観察したり、野外活動ができるような森林を、県が森林所有者の協力のもと認定する。

- 【主な事業】
- ・森林・山村多面的機能発揮対策事業
 - ・緑化推進事業
 - ・法人の森事業
 - ・さとやま整備・活用促進事業
 - ・林業普及指導事業

ウ 農山村の多面的機能の発揮の支援

農業・農村の有する国土保全や水源のかん養、景観形成等の多面的機能を適切に維持・発揮するため、地域の共同活動を支援します。また、この支援を通じて、担い手農家の負担を軽減し、規模拡大を後押しします。

【主な事業】 ・ 多面的機能支払交付金

(2) 有害鳥獣の対策強化

有害鳥獣による農作物への被害を軽減するため、防護設備や捕獲機材の整備・維持管理を進めます。また、近隣市町村との連携や集落での捕獲指導者の育成を図るとともに、地域で実施する有害鳥獣の被害対策事業を支援します。さらにまた、有害獣の肉を地域資源として活用するため、「房総ジビエ」※としてPRし、利用拡大に努めます。

※房総ジビエ：県内で捕獲され、適切に加工処理されたイノシシ肉、シカ肉のこと。

市原市では、イノシシ肉を「いちはらワイルドポーク」と命名して推進を図っている。

【主な事業】 鳥獣被害防止総合対策交付金

V 災害等への危機管理の強化

指標目標	現状（R7）	目標（R11）
果樹棚の多目的防災網整備・再整備件数	21 件 (R4～R7 累計)	10 件 (R8～R11 累計)
防災重点農業用ため池の対策工事等の着手地区数	0	3

（１）災害に備える経営の促進

農業用ハウスなどの補強対策を周知するとともに、低コスト対応性ハウスやひょう害などを防ぐ多目的防災網等の導入・再整備を支援します。また、自然災害に対する事前・事後の効果的な対策が取れるよう、気象情報や技術情報を速やかに提供します。

さらに、自然災害や市場価格の低下などの経営リスクに備えるため、農業保険などのセーフティネットへの加入を推進します

- 【主な事業】
- ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業
 - ・果樹産地強靱化支援事業
 - ・農業保険制度

（２）農山村の防災・減災対策の推進

近年の気候変動による自然災害の激甚化や頻発化を受け、農用地や農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、防災重点農業用ため池※の防災工事や農業用河川工作物の補強対策等を推進します。

さらに、農村地域の生活排水の処理等を行う農業集落排水施設の老朽化対策を進めます。

※防災重点農業用ため池：万が一決壊した場合に浸水が想定される区域に住宅等が存在するため池（市原市 21 箇所）

- 【主な事業】
- ・防災重点農業用ため池緊急整備事業（県営）
 - ・ため池整備事業（県営）
 - ・農業用河川工作物等応急対策事業（県営）
 - ・団体営水利施設等整備事業（団体営）
 - ・農業集落排水事業（団体営）

（３）災害に強い森林づくりの促進

令和元年房総半島台風等の災害や病虫害による被害を受けた森林の復旧や、道路・電線等の重要インフラ施設周辺の森林における、被害の軽減や未然防止に寄与する森林整備への支援を行います。

また、山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を防止・軽減するため、山地治

山事業などの山地災害対策を推進します。

（４）家畜伝染病に対する防疫体制の強化

豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの急性悪性家畜伝染病の発生を防ぐため、家畜保健衛生所と連携し、畜産農家に対して家畜飼養衛生管理基準の遵守や、予防的ワクチン接種、防鳥ネットの設置や消毒などの衛生対策を促します。

また、発生時に迅速に対応できるよう、市や関係団体等と連携して防除作業の拠点整備や埋却地の確認を進めるとともに、農業事務所内の体制を整備します。

（５）植物防疫対策の推進

新たに県内に侵入した病虫害や、急速に発生地域を広げているナガエツルノゲイトウやジャンボタニシなどに対して、早期発見と防除を徹底し、定着・まん延防止を図ります。

また、総合防除計画や病虫害雑草防除指針に基づき病虫害が発生しにくい環境を整備するとともに、病虫害発生予察情報等を活用し、農薬だけに頼らない適期・適正な病虫害防除を推進します。

【主な事業】

- ・植物防疫推進事業
- ・ジャンボタニシ防除対策事業
- ・農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業
- ・農業用排水施設における外来水生植物防除事業



ナガエツルノゲイトウ 防除パンフレット